I. 建設業の許可の概要について

1. 建設業の許可とは

「建設業」とは、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。建設業を営もうとする者は、建設業の許可を受けなけなければなりません。ただし、「<mark>軽微な建設工事」のみ</mark>を請け負って営業する者は、必ずしも許可を受けなくてよいとされています。(建設業法(以下「法」という。)第3条第1項)

【軽微な建設工事の範囲】

は サエ東の担合	工事1件の請負代金の額が1,500万円に満たない工事又は延		
建築一式工事の場合	べ面積が 150 ㎡に満たない木造住宅※を建設する工事		
建築一式工事以外の場合	工事1件の請負代金の額が500万円に満たない工事		

- ※消費税及び地方消費税相当額を含む。
- ※注文者が材料を提供し、請負代金の額に材料価格が含まれない場合においては、その市場価格及 び運送費を加えた額とする。
- ※木造住宅とは、主要構造部が木造で、①住宅、②共同住宅、③店舗等との併用住宅で延べ面積の2 分の1以上を居住の用に供するものをいう。
- ※軽微な建設工事のみを請け負う業者であっても、その工事が解体工事である場合は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」による解体工事業の登録を受ける必要がある。

2. 「国土交通大臣許可」と「都道府県知事許可」の区分

取得する建設業許可が国土交通大臣許可(以下「大臣許可」という。)となるか、都道府県知事許可(以下「知事許可」という。)となるかは、各事業者による営業所の配置状況により許可が区分されます。(法第3条第1項)

【大臣許可・知事許可の区分】

大臣許可	2以上の都道府県に営業所を設けて営業しようとする場合
知事許可	1つの都道府県のみに営業所を設けて営業しようとする場合

※大臣許可と知事許可の別は、営業所の所在地で区分されるものであり、<u>営業し得る区域又は建設工</u>事を施工し得る区域に制限はありません。

「営業所」とは

- 営業所とは、「本店」又は「支店」若しくは「常時建設工事の請負契約を締結する事務所」をいいます。
- 「常時請負契約を締結する事務所」とは、請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等、請負契約の締結に係る実質的な行為を行う事務所をいい、契約書の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かを問うものではありません。
- 単に登記上の本店等とされているだけで、実質的に建設業に関する営業を行わない店舗や、建設業と無関係な支店、営業所等は、ここでいう営業所には該当しません。
- <u>許可を受けた業種については、軽微な建設工事のみを請け負う場合であっても、届出をしている営</u>業所以外においては、当該業種について営業することはできません。

3. 「一般建設業」と「特定建設業」の区分

建設業の許可は、以下のように一般建設業と特定建設業に区分されています。(法第3条第1項)

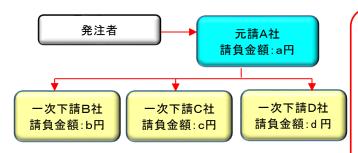
特定建設業許可

発注者から直接請け負う1件の建設工事につき、その工事の全部又は一部を下請代金の額(その工事に下請契約が2以上あるときは下請代金の総額)が5,000万円以上(建築一式工事の場合は8,000万円以上)※となる下請契約を締結して施工しようとする者が取得する許可です。

※消費税及び地方消費税相当額を含み、元請負人が提供する材料等の価格は含まない。

一般建設業許可

特定建設業の許可を受けようとする者以外の者が取得する許可です。



☆元請A社の場合

- ●下請発注額の合計(b円+c円+d円)が 5,000 万円 (建築一式の場合 8,000 万円)以上の場合は、特定建設業の許可が必要です。
- ●元請A社の請負金額に制限はありません。
- ・一次下請に発注する額によって、「一般建設業」か「特定建設業」かを判断します。
- ●「特定建設業」の許可が必要となるのは、発注者から直接工事を請け負った元請負人に対してのみです。 ・一次下請負以下として契約されている建設業者については、このような制限はありません。

4.「許可業種」の区分

建設業の許可は、29の建設工事の業種ごとに受けなければなりません。各業種ごとに「一般建設業」又は「特定建設業」のいずれか一方の許可を受けることができます。建設工事の業種は大きく分けて2つの一式業種と27の専門業種があります。(詳細:別紙①「建設工事の業種区分一覧表」をご覧下さい。)

【建設業許可業種】

建設工事の種類	業種	略号	建設工事の種類	業種	略号
土木一式工事	土木工事業	土	ガラス工事	ガラス工事業	ガ
建築一式工事	建築工事業	建	塗装工事	塗装工事業	塗
大工工事	大工工事業	大	防水工事	防水工事業	防
左官工事	左官工事業	左	内装仕上工事	内装仕上工事業	内
とび・土エ・コンクリート工事	とび・土工工事業	۲	機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機
石工事	石工事業	石	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	絶
屋根工事	屋根工事業	屋	電気通信工事	電気通信工事業	通
電気工事	電気工事業	電	造園工事	造園工事業	遠
管工事	管工事業	管	さく井工事	さく井工事業	井
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロックエ事業	タ	建具工事	建具工事業	具
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	鋼	水道施設工事	水道施設工事業	水
鉄筋工事	鉄筋工事業	筋	消防施設工事	消防施設工事業	消
舗装工事	舗装工事業	舗	清掃施設工事	清掃施設工事業	清
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	しゅ	解体工事	解体工事業	解
板金工事	板金工事業	板			

5. 許可の有効期間

- 許可の有効期間は、<u>許可日から5年目を経過する日の前日をもって満了となります</u>。 なお、当該期間の末日が日曜等の休日であってもその日をもって満了します。
- 引き続き建設業を営もうとする場合は、<u>有効期間が満了する30日前までに更新の許可申</u> 請書を提出しなければなりません。 【法第3条第3項、施行規則第5条】
- 更新の許可申請書を提出している場合においては、許可の有効期間の満了後であっても 申請に対する処分(許可又は不許可)があるまでは、従前の許可が有効となります。

【法第3条第4項】

● 許可の更新の申請に基づく審査の結果、従前の許可の有効期間の満了後に不許可処分とされた場合であっても、従前の許可の有効期間の満了後、当該不許可処分が行われるまでの間に締結された請負契約に係る建設工事については、当該不許可処分が行われたことにより従前の許可がその効力を失った後も、建設業法第29条の3第1項の規定により継続して施工することができます。

